

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

(1) 株式会社 翔南工業 浦添市字港川281-27

47010023 代表者 濱元 靖

(土木B、電気B、管A、鋼構造物、解体、塗装、機械器具設置、水道施設)

2 指名停止期間

令和4年11月8日～令和5年1月7日(2か月)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)

4 事実概要

株式会社 翔南工業は、企業局西原浄水管理事務所発注の「大城増圧ポンプ場3,4号ポンプ修繕工事」において、4号ポンプ分解時に再使用を行う部品の羽根車(インペラ)を取り外すため、プレス機を用いて押し出す作業を行っていた際、圧力をかけて変形させた。修繕不可のため交換対応となり、工期内に工事を完成することが出来ず、230日の遅延が生じた。

5 指名停止措置理由

本件については、「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第4号の措置要件に該当する。

「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(契約違反)	
4 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内